

第七十六回東京都港湾審議会

平成十七年十二月二十日（火）

於 都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

一 開 会

二 報告事項

東京港から発信する日本のみなと改革
（東京港第七次改訂港湾計画の策定）

三 諮問事項

東京港湾計画 改訂（案）
東京港湾隣接地域の指定及び解除（案）

四 答 申

五 東京都副知事挨拶

六 閉 会

出席者

学識経験者

(社) 経済同友会副代表幹事・専務理事 渡邊 正太郎

三菱鉱石輸送(株) 常勤監査役 上東野 治男

(社) 日本港湾協会理事 川嶋 康宏

千葉大学園芸学部教授 田代 順孝

前(財) 東京動物園協会常任理事 山田 元一

港湾関係者

東京倉庫協会会長 田川 英明

東京港定航船主会会長 犬塚 研哉

東京湾海難防止協会東京支部長 大村 義人

東京港湾労働組合協議会副議長 (代) 都澤 秀征

東京都釣魚連合会会長 吉田 米豊

都民公募 岩瀬 俊介

都民公募 山本 順子

区域に隣接する特別区の区長

中央区長 矢田 美英

港区長 武井 雅昭

大田区長 西野 善雄

東京都議会議員

東京都議会議員 山崎 孝明

東京都議会議員 川井 しげお

東京都議会議員 神林 茂

東京都議会議員 岡崎 幸夫

東京都議会議員 木内 良明

東京都議会議員 小竹 ひろ子

関係行政機関の職員

東京税関長

(代)南木通

関東地方整備局長

(代)門松武

関東運輸局次長

辻一郎

東京海上保安部長

西口政文

警視庁交通部長

(代)押久保仁

東京都職員

(代)山本理事官

港湾局長

津島隆一

技監

樋口和行

総務部長

斉藤一美

港湾経営部長

新田洋平

臨海開発部長

鈴木雅久

港湾整備部長

田中亨

離島港湾部長

萩原豊吉

開発調整担当部長

尾田俊雄

計画調整担当部長

滝野義和

参事(物流企画担当)

江津定年

企画課長

浜佳葉子

開 会 （午後三時三十一分）

○浜企画課長 お待たせいたしました。まだお見えにならない先生もいらっしやいますけれども、定刻を過ぎておりますので始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第七十六回東京都港湾審議会を開会させていただきます。委員の皆様方には、お忙しいところご出席いただきまして、本日はまことにありがとうございます。それから、先日私どものほうで東京港の視察を企画いたしましたところ、お忙しい中ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の皆様方の出席状況につきましてご報告申し上げます。ただいま二十二名の委員の方にご出席いただいております。定足数を超過しておりますので、これで有効に成立しております。

それでは、まず、お手元にお配りいたしました資料につきましてご説明申し上げます。

まず、初めに、会議次第と本日の会の審議事項についての諮問書の写しをお配りしてございます。続きまして、資料1が「東京港から発信する日本のみなと改革」という冊子、資料の1 2が「パブリックコメントの実施結果につ

いて」でございます。次に、資料2といたしまして、「東京港港湾計画書（案）改訂」と記載したものの、それからその説明用の別図でございます。それから、資料2 2と2 3が計画書の資料（その1）、（その2）でございます。さらに、資料3といたしまして、「東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）」でございます。さらに、本日の審議会の委員の名簿と本日の座席表をお配りしております。

なお、本日の審議会は公開とさせていただきます。よろしく願いたします。

それでは、渡邊会長、会議の進行をよろしく願いたします。

○渡邊会長 それでは、始めさせていただきます。まず、本日の会議の進行予定でございますけれども、十七時をもって終了を目的に会議を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力を願いたします。

報告事項及び諮問事項

「東京港から発信する日本のみなと改革」

○渡邊会長 では、まず初めに、報告事項といたしまして、「東京港から発信する日本のみな

と改革」、また諮問事項でもあります「東京港
港湾計画 改訂（案）」とは関連する事項と
いうことでありますので、一括して事務局から
説明をお願い申し上げます。

○田中港湾整備部長 港湾整備部長の田中ではござ
います。報告事項の「東京港から発信する日本
のみなと改革」並びに諮問事項の「東京港港湾
計画 改訂（案）」について、一括してご説
明させていただきます。恐縮でございますが、
着席して説明させていただきます。

本件につきましては、昨年二月本審議会から
基本方針についてのご答申をいただき、これを
踏まえまして、本年九月十四日に「東京港第七
次改訂港湾計画の策定に向けて」を中間報告と
してご説明したところでございます。その後、
中間報告についてのパブリックコメントや関
係機関との調整を鋭意行ってまいりました。そ
の結果、中間報告の内容を一部修正の上、港湾
計画の改定案をとりまとめましたので、本日は
説明し、ご審議をお願いするものでございます。
ご説明する内容は二つございます。一点目は、
中間報告した内容をパブリックコメント等を
踏まえて修正いたしました「東京港から発信す
る日本のみなと改革」のご報告です。この小冊
子には基本方針の答申内容に沿いまして、ハー
ド、ソフト、両面の施策を取りまとめておりま

す。二点目は、この中からハード面の施策を中心に港湾法の規定に基づき取りまとめました港湾計画の改訂案でございます。これは、国の港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令に基づき取りまとめております。

それでは、配付資料によりまして、順次ご説明いたします。

まず、初めに、パブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。資料1、2をらんください。

パブリックコメントは九月十五日から十月三日まで行い、パンフレットの配布やホームページへの掲載など広報活動に努め、手紙やメールなど、さまざまな媒体により意見を聴取いたしました。また、都政モニターに対するアンケートも実施いたしました。その結果、一般公募意見が百七十通、都政モニターからの意見が三百八十八通で、合計五百五十八通の意見が寄せられました。

次に、寄せられました意見の概要についてご説明します。

二ページには一般公募意見の概要、三ページには都政モニターからの意見の概要をそれぞれ該当者の属性、機能別の意見数をグラフで示しております。

意見の数では、いずれも環境が一番多くなっ

ております。また、機能別に見ていきますと、物流では交通ネットワークの拡充、交流では運河ルネッサンス、環境では自然環境の保全、安全では地震に強いふ頭の整備などが多くなっております。

また、寄せられました一般公募意見すべての要旨とそれに対する港湾計画上の対応を赤色のページに「別添１」と書いてございますが、それ以降に内容別にリストアップしてございます。また、都政モニターからのご意見につきましても、同様に別添２にまとめてございます。時間の都合もありますので、個々のご意見についてのご紹介は割愛させていただきたいと存じます。

次に、こうしたパブリックコメントや関係機関等との調整を経て取りまとめました資料１の冊子、「東京港から発信する日本のみなと改革」について説明させていただきます。

まず、最初に、内容の基本構成についてご説明します。資料にクリップどめしてございまして、後ろのほうに「別紙１」というものが添付されてございます。これにより全体の構成をご説明します。

ここに記載のとおり、平成二十年代後半を目標年次といたしまして、首都圏四千万人の生活と産業を支える東京港の国際競争力を強化し、

物流・交流・環境・安全の四つの機能が融合した魅力あるみなとの実現をめざすというものでございます。この別紙１に記載していただきます基本構成につきましては、九月に中間報告した内容と同様で、変更はございません。

それでは、次に、個別の計画内容で変更した事項についてご説明いたします。

主な変更事項は、面積などの計数整理上の変更もでございますが、大きく三点ほどございます。先ほどの別紙１の下に別紙２というものがクリップどめしてございます。それをごらんいただきたいと存じます。

まず、一点目の変更でございますが、外貿コンテナふ頭機能の拡充・強化に関するものでございます。これは資料一の小冊子の十七ページから十八ページに該当いたします。凡例にございます青色の線で囲われました効率的な運用を特に促進する区域を今回拡張いたしました。中間報告では、図の左側に示すとおり、大井、青海の既存外貿コンテナふ頭をこの区域に指定しております。しかし、パブリックコメントの中に外貿コンテナふ頭の機能強化を求める意見が多かったこと、また東京港のコンテナふ頭の取り扱いが七年連続日本一で、今後もその重要性がますます高まることから、効率的な運用を特に促進する区域を大井、青海ふ頭に限定

せず、外貿コンテナを扱うふ頭すべてを対象とすべきであるとのご意見もあり、今回新規コンテナふ頭を含めすべての外貿コンテナふ頭を対象に含めることといたしました。

具体的には、右側の図面に示しますように、品川ふ頭から大井ふ頭に至る区域と、その対岸にございます青海コンテナふ頭から新海面処分場コンテナふ頭までの二つの区域を効率的な運用を特に促進する区域といたしました。これによりまして、一定の条件を満たせば、スーパー中枢港湾施策に沿ったさまざまな国の支援を受けることが可能となります。

次に、二点目の変更内容でございますが、次の二ページをご覧ください。

中間報告では、左側の図面に赤で表示しております食品ふ頭を計画しておりましたが、周辺のふ頭利用者からのご意見もあり、食品貨物の動向と既存ふ頭での対応可能性について再検討いたしました。その結果、今回の食品ふ頭計画を見送り、この場所を将来のふ頭利用の留保空間としてその可能性を残すことといたしました。

次に、三点目でございます。次の三ページ目をお開きください。自然環境の保全・再生及び親水空間の拡充に関する変更でございます。小冊子では三十八ページに該当いたします。この

度のパブリックコメントにおきまして、東京港の水質改善に寄与する干潟を造成してほしいとの複数のご意見がありました。特に水鳥等が飛来する野鳥公園南側の水域につきましては、浅場や海浜の造成についての要望がありました。このため、右側の図に示しますとおり、野鳥公園前面水域を良好な水域とするため新たに延長八百五十メートルの海浜を計画することとしました。

以上、三点を中心に修正したものが資料1の「東京港から発信する日本のみなと改革」となっております。

この資料1の内容の中から、ハード面の施設整備に関する内容を中心に、今回改訂する「東京港湾計画画書」を資料2として取りまとめました。資料1と資料2の両者の関係をたぐいまの資料の別紙3として、「港湾計画との関係について」というものも添付させていただいておりますので、それをごらんいただきたいと存じます。

この別紙3の左側には、東京港から発信する日本のみなと改革、右側には港湾計画書の目次をそれぞれ記載しております。このうち、下のほうにありますクリーム色で着色しましたソフト施策、左側に示します第七章の「みなと改革の実現に向けて」、これにつきましては、矢

印の右側に示しております。「総合物流ビジョン」、「新アクションプラン」、そして京浜三港広域連携協議会の設立など、その他の取り組みにおいて施策の具体化を図っているところがございます。このように、ソフト施策につきましても、港湾計画とは別な行政施策として取り組んでまいります。また、左側の目次にありますのついた船舶の適正な使用などの事項につきましても、直接的には港湾整備のハードな側面でないため、計画事項ではなく港湾計画書の資料編に記述させていただいております。

東京港港湾計画 改訂（案）

田中港湾整備部長 それでは、以上の説明を踏まえまして、諮問事項の「東京港港湾計画

改訂（案）」の説明をさせていただきます。

資料2「東京港港湾計画書・改訂（案）」をごらんください。

港湾計画は港湾法第三条の二に基づく法定計画でありまして、記載事項、記載方法等につきましては港湾法の施行例や基準省令に基づき所定の様式に取りまとております。計画書は、本文とこの中の巻末に袋とじされました二万分の一の計画図から構成されております。こ

れが計画図になっています。この巻末に袋とじになって入っています。この計画図には、ふ頭や航路などの位置、延長、水深などが本文と整合がとれるように明記されております。ごらんいただきますように、数字等明記されておりませんが、計画図は折り込みで扱いにくく、専門的な表現になっておりますので、本日はお手元に添付させていただきました別図の説明図集をごらんいただき、これによりご説明を今後させていただきますと思います。

それでは、資料2の内容を説明させていただきます。資料2の目次のページをお開きください。

全体は四章で構成されております。第一章では、東京港への今日的な要請や今回の計画の方針を記述してございます。第二章では、目標年次における東京港の能力を定めております。第三章では、港湾計画で定めます物流・交流・環境・安全の四つの機能別に、具体的な施設の計画を記述しております。第四章では、東京港の埋立地の利用や新たな土地造成、海浜計画を取りまとめております。

それでは、一ページをお開きください。一の「東京港への要請」では、一ページから二ページにかけて、江戸以来の東京港の歴史、アジアとの輸出入が急増している現状、そして東京港に

求められている物流や環境対策など、今日的な要請を取りまとめております。

三ページをごらんください。「港湾計画の方針」では、首都圏の生活と産業を支え、物流・交流・環境・安全の四つの機能が融合した魅力あるみなとを実現するため、平成二十年代後半を目標年次として、四つの機能別に方針を定めています。

物流では世界と競う港湾サービスの実現、交流では活力と魅力あるベイエリアの形成、次の四ページの環境では環境と共生するみなとづくり、安全では首都東京の危機管理機能の強化を位置づけております。

また、五ページでは、陸域五千ヘクタール、水域五千四百ヘクタールの港湾空間を物流機能ゾーン、都市機能ゾーン、環境機能ゾーン、空港機能ゾーン、廃棄物処理ゾーンの五分類に体系化しております。

六ページをお開きください。目標年次における東京港の取り扱い貨物量を外貿では五千九百九十万トン、コンテナ数として四百六十万個、内貿では四千九百十万トン、合計一億九百万トンを計画取り扱い貨物量としております。また、船舶乗降旅客数を六百八十万人としております。

七ページをごらんください。三章では、機能

別に具体的な計画事項を記述しております。各項目ともその計画の必要性と考え方を述べた上で、枠内に今回の計画内容を現行の第六次計画と対比して記述しております。既に中間報告や先ほどの資料1で説明した事項もありますので、主要なポイントに絞って説明をさせていただきます。

お手元の別添説明図集をご参照いただければと思います。七ページから九ページは「外貿コンテナふ頭計画」です。説明図集の一ページをご参照ください。

増加するコンテナ貨物や船舶の大型化に対応していくため、水深十五から十六メートルのコンテナふ頭を中央防波堤外側と新海面に三バース計画しております。また、増加するアジア貨物に対応するため、中央防波堤外側に水深十一メートルの岸壁を一バース計画するとともに、品川ふ頭の再編を計画しております。また、先ほど説明いたしました効率的な運用を特に促進する区域も計画しております。

本文の十ページから十一ページは内貿ユニットロードとフェリーふ頭の計画です。説明図では二ページになります。

国内海上輸送のユニット化の進展、RORO船の大型化などに対応するため、品川ふ頭十号地その2のふ頭を改良するなど、内貿ユニット

ロード機能を再編強化いたします。また、中部地区の十号地その2ではフェリーふ頭を再編いたします。

次の本文十二から十三ページは、コンテナ船やRORO船以外の貨物船、ふ頭に関する計画でございます。説明図では三ページになります。

「外貿ふ頭計画」では、大井ふ頭その1、その2におきまして二バースの計画を削除いたします。これは、大井ふ頭その1とその2の間をコンテナ関連用地として造成すること、また食品貨物がコンテナ化の進展等により減少している実態を踏まえ、変更するものでございます。

「内貿ふ頭計画」につきましては、現行どおり変更はございません。

次に、本文の十四から十五ページは「専用ふ頭計画」でございます。このうち主な計画内容は、説明図の四ページに示しますとおり、新市場の専用岸壁を豊洲ふ頭に新規計画するものでございます。

本文、次の十六ページは「木材取扱施設計画」でございます。説明用の図面では五ページになります。

原木輸入の減少に伴い、利用の低下した木材取り扱い施設の縮小を計画するものでございます。豊洲貯木場の廃止、十二号地貯木場の縮

小などを計画しております。

次の十七ページから十九ページは、「水域施設」と「外郭施設計画」でございます。説明図では六ページになります。

主な計画内容は、羽田再拡張事業に伴う船舶の航行安全性を確保するため航路を東側に移設するとともに、コンテナ船などの大型化に対応し、航路幅を最大で七百メートルに拡幅する計画となっております。

本文の二十ページから二十一ページは「臨港交通施設計画」でございます。説明図集では七ページになります。

各地区のふ頭の整備にあわせ、新たな臨港道路を中央防波堤地区などに計画しておるところでございます。

次の本文二十二ページの「旅客船ふ頭計画」では、日の出ふ頭、晴海ふ頭におきまして、既定計画どおりに引き続き離島航路や国内外のクルーズのための旅客船ふ頭を計画しております。

次に、二十三ページから二十四ページでございますが、説明図集の八ページに示しますとおり、豊洲、晴海地区に観光用の小型栈橋を計画するなど、港内の海上交通ネットワークの拡充を図っております。

本文の二十五ページから二十六ページは「港

湾環境整備」でございます。説明図では九ページになります。中央防波堤内側に大規模な緑地として「海の森」を整備し、東京港の緑や景観のシンボルとするとともに、晴海橋公園など、新たな緑地を計画しております。さらに、多様な生物の生息環境を創出するため、東京港野鳥公園や中央防波堤沖などに海浜を新たに計画しております。

本文二十七ページの「廃棄物処理計画」では、循環利用できない廃棄物等を適正に処分するため、新海面処分場を引き続き計画しております。

二十八ページをお開きください。「良好な景観を形成する区域」では、東京港の港口に位置し、今後新たに開発される中央防波堤地区を船舶や航空機からの視点場や「海の森」との調和に配慮し、良好な港湾景観を形成するための区域に定めております。

二十九ページから三十ページは大規模地震対策です。説明図集では十ページになります。

首都直下地震等の発生時に緊急救援物資等の輸送に対応する耐震強化岸壁を日の出ふ頭、品川ふ頭、晴海ふ頭などに計画しております。さらに、震災時においても国際海上コンテナの輸送機能を維持するため、中央防波堤外側のコンテナふ頭を耐震強化岸壁として位置づけて

おります。その結果、説明図十ページの下段の表にありますとおり、耐震強化岸壁の数を十八から三十一に増強する計画となっております。

次に、本文の三十一ページから三十二ページには、タグボートや官庁船などを係留するための「小型船だまり計画」を記述しております。

本文三十三ページには、レインボーブリッジの桁下高を定めております。説明図では十一ページになります。

大型船の航行に支障がないよう、橋の中央部二百五十メートル区間の高さをプラス五十二メートルとしております。

次に、三十四ページにつきましては、今回計画しているふ頭施設のうち、国際海上輸送網や国内海上輸送網の拠点として機能する主要なふ頭を位置づけております。

三十五ページには、官庁船などへの物資補給等に対応する岸壁の計画を記述しております。

三十六から三十七ページは、土地利用や土地造成に関する計画でございます。説明図、最後になります。十二ページをご参照ください。

羽田空港の再拡張や大井ふ頭その1、その2の間の水域の埋め立てなどに伴いまして、新たな土地造成や土地利用計画の変更を地区別、用途別に表として取りまとめしております。また、東京港野鳥公園などの海浜計画につきまして

も取りまとめております。

以上が計画内容の概要でございます。

次に、お手元に配付いたしました資料 2 と 2 3、この厚い冊子のほうを簡単に説明したいと思います。

資料 2 2 の計画資料(その 1)は、ただいま説明したこの計画の中にあります計画の方針、港湾の能力、あるいは機能別の計画内容などについての説明資料をこの中に取りまとめてございます。

また、計画資料(その 2)は、今回の計画による環境への影響を検討した資料でございます。大気、騒音、振動、潮流、水質等への影響を予測し、取りまとめております。その結果、環境への影響は東京港の取り扱い貨物量の増加に伴い、船舶数や港湾関連交通量が増加するが、大気質及び騒音、振動に与える影響は軽微であると評価しております。また、埋立てなどにより地形の変更を伴うものの海域への流入負荷量が減少することなどから、水質や生態系などに与える影響は軽微であると評価しております。

以上が資料 2 2、2 3 の概要でございます。

最後になりますが、この度この本計画を取りまとめるに当たりましては、学識経験者、関係

団体及び関係行政機関の方々からなる検討委員会にも中間報告以降の経過をご説明し、ご意見をいただいております。また、港湾関連団体など関係機関に対しましても意見照会や個別の協議の場を設けるなど、十分な調整を図っております。特に地元の関係区につきましては、区議会を含めた港湾問題都区連絡協議会でご審議いただき、ご了解をいただいております。ところでございます。

以上、時間もありまして大変雑駁でございましたが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

渡邊会長 ありがとうございます。

膨大な資料でございますけれども、今ご説明のありました件につきまして、ご質問あるいはご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ。

小竹委員 この「東京港港湾計画書(案)」ですが、時代のニーズに対応したということで、港湾のあり方について検討していくことは当然のことだと思っております。そういう中で、大型化は時代の流れということは否めませんが、私、幾つか疑問を持つところがあるので、そのことを指摘しておきたいと思っております。

第一は、この港湾計画が昨年までの東京港の貨物取り扱い量三百三十六万TEUというず

つと右肩上がりでも伸びてきたわけですから、そういう中で十年後の予測が四百六十万T EUとしていること、これについては国の交通政策審議会を出している取り扱い量に沿ったものになっているんじゃないかということ、国の港湾計画については他の地方からも異議の声が上がっているということも聞いておりますので、この点について問題もあるのではないかと思います。

特にこれから先を考えると、少子化が言われ、人口減少時代を迎えると言われていきますから、後背地の消費人口についても、予測は四千万人ということですから、これについても減少していくことが考えられるのではないかと。また、景気の動向から見ても消費が右肩上がり伸びていくということは期待できないのではないかと思います。

そういう点でいうと、今回のこれから十年間の右肩上がりの物量、貨物の取り扱い量については目標が少し過大なのではないかと考えています。

特に今東京都の港は東京都が独自にこれまでやってきたのもある中で、今回も含めてですが、国直轄で港づくりが押しつけられてきているという点でいうと、そういうことに対して地方分権や自治の立場からきちんと主張

していく必要があるのではないか。そういう中で
の計画にしていく必要があるのではないか
というのが第一点です。

二つ目に、スーパー中枢港湾として東京港が
指定されていますけれども、湾内には東京港の
ほか横浜、川崎、千葉などの港があります。特
に今中枢港湾として東京港や横浜港がいずれ
も、東京港は四百六十万TEUですけれども、
四百万TEUを超える目標を掲げてコンテナ
バースの計画を出して、競い合っているような
感じがしてなりません。「東京港から発信する
日本のみなと改革」の中にはこれらの港との連
携についても書かれているんですけども、も
っとそれぞれの港の役割分担を含めてきちん
と連携してやっていく必要があるのではない
か。特に公共投資の分野で、そういう面からの
見直しも必要なのではないかと思っ
ているのが第二点です。

それから、第三点として、ここにコンテナバ
ースの整備について書かれているんですけども、
今後増加するコンテナ航路については、
東アジアの航路が増加すると言われていると
いう点からいうと、大型船よりも中型、小型が
増加していくという予測がされると言われて
います。こういう点から見ますと、これからの
需要というのは大型船対応ではなくて、中規模

のふ頭を多数必要としているのではないか。

そういう点でいうと、この計画案、大型バースの新設が提案されているんですけども、木材ふ頭など船の接岸率が低くなっているふ頭だとか、未利用のふ頭用地などを計画を変更して活用していく方向を目指すべきではないかというのが第三点です。

第四の点として、この港湾計画にも入っているんですけども、今東京港にとって都民の安全確保ということが非常に重要な段階になっている。計画の中には入っていますけれども、台風だとか高潮、地震対策こそ今東京都が力を入れてやらなければならない問題だと考えます。ニューオーリンズのことについては他人事ではありませんから、その点から見ると、東京の東部地域は大半がゼロメートル地帯であるという点で、防潮堤だとか護岸、岸壁など、港湾施設の総点検が今緊急に必要なのではないか。その総点検を行った上で、現在の計画について、今大きな問題になっている地球温暖化や液状化、そして地震波の長周期振動など、最新の技術と研究に基づいて総見直しを行って、早急にこの分野での計画を強めていく必要があると考えます。

こういう問題点がある中で、ここで結論を出すのではなくてもっと議論を深めて、こういう

問題について東京都独自で検討をして結論を出していく必要があるのではないか。そういう意味でいうと、ここで結論を出してしまうのについては賛同できないなと思っております。

以上で意見とさせていただきます。

渡邊会長 それでは、今の小竹委員からのご意見でございますけれども、いろいろ十分配慮されてつくっているつもりだと思いますけれども、簡潔にひとつ要領よくお答え願いたいと思います。

田中港湾整備部長 それでは、私どもの見解を述べさせていただきます。

一点目の需要量につきましては、決して過大とは私どもも思っておりません。そして、私ども決して国に追随でつくったわけではございません。都独自でつくったものでございますので、改めてここで説明させていただきたいと思っております。

例えば、資料1の三ページのグラフにありますとおり、東京港への需要量はこのような形で伸びておりますし、その背景は、五ページにありますとおり単なる人口の問題ではなくて、経済構造がグローバル化して、生産拠点が海外に移転している、こういう経済が大きくグローバル化して転換しているという事実を踏まえた上で私どもは考えていまして、そういう観点が

ない、人口だけの見解というのは必ずしも正しくない、このように私どもは思っております。

そして、私どもはこの予想に対しては都独自で二十六項目にわたる品目について分析し、出しております。それは、資料（その１）の四十三ページを見ていただきたいんですが、四十二、四十三ページに書いてございますが、農水産品、林産品、それぞれ個別な品目別に将来を予測してまして、これはすべて都独自でやったものでございまして、国に追従したものではありません。

以上が一点目に対する私どもの見解でございます。

滝野計画調整担当部長 船舶の大型化のお話があったかと思うんですが、東アジアの航路が増加しているということから、大型化するのではなくて、むしろ小さい船で多頻度にするのではないかといい指摘でした。これは、資料（その１）の２、２の二十七ページをあらんだければいいと思うんですが、航路別に取り扱い貨物量がどのようになっていくかという表が右下のほうについてございます。平成十四年までの統計資料の実績をグラフにあらわし、また私どもの推計で平成二十年代後半どうなるかということを書いてございます。この実績のところをあらんだけいただきますと、

欧州・地中海航路というのもかなりの伸びを示しているということがごらんいただけるかと思えます。

ご指摘のように、近海航路でありますとか、東南アジア航路、この伸びも著しいわけでございますけれども、大型船で世界一周の航路等、あるいは長距離の航路等の欧州・地中海航路も非常に伸びているということ、それから、ご存じのように、昨今コンテナ船の大型化というのが非常に著しく、大型船が建造されてきている、非常に効率よく輸送しようということで大型船もつくられてきていることから、東アジアの航路の中規模のコンテナ船の需要も伸びるとともに、大型船の施設の必要もますます増してくると、このように考えております。

新田港湾経営部長 二点目のご質問にお答え申し上げます。

京浜三港間の連携のお話でございますが、先生もご案内のとおり、昨年四月一日に京浜三港間で広域連携協議会というものをつくりまして、三港で非常に緊密な連携をとりながらやっております。

京浜三港とひとまとめにいいましても、それぞれ特性が違ってございまして、川崎港は非常に工業的な性格が強い。その対局としまして、東京港というのは商業港としての性格が強い。

また、横浜港はその両者の中間に位置するような性格ということで、それぞれの港が特色を生かし合っているという状況でございます。

また、国のご指導をいただきながら、関東地方整備局も加わっていただきまして、京浜三港間の横持ち輸送、コンテナ輸送の効率化、こういった検討も進めておりまして、現在さまざまなお実証実験をやるということで、三港それぞれむだなく、それぞれの特色を生かしながら連携していこうといったことで進んでございます。ご理解いただければと思います。

田中港湾整備部長　もう一点、高潮対策についての見解について述べさせていただきます。

私ども、今回の改訂では、安全な東京港づくりというのを主要な課題の一つに取り上げております。資料「日本のみなと改革」の四十七ページ、四十八ページをござらんいただきたいと思えます。このような形で、高潮対策の推進というものは今回の私どもの改訂の一つの目玉になっておりまして、これに取り組んでいないというご指摘には当たらないと考えております。

渡邊会長　今、当該のご回答だったんですけれども、小竹委員の問題意識というのはこの審議会の中でのいろいろな専門家、あるいは我々委員の中においても十分念頭に置きながら審議

はなされてきているんじゃないかと思っております。ですから、取扱い量なんかも、この審議会がスタートしたときに比べますと、その予想は現状においてはやはり上回る状態で取扱い量の成長が続いているということ、あるいは先ほど出ました木材ふ頭なんかの利用の重要度が落ちてくることに対しての他への利用転換、特に横浜と千葉の港の特徴把握、そういうものも含めてかなり審議会の議論の中には問題意識を持って扱ってきたんじゃないか、こういうふうを考えております。

ただ、状況というのは新進に変化していくわけでございます、次への計画改訂、そういうものの意識の中で、そういう課題をより重要視していただければと思っております。よろしゅうございますか。

それじゃ、ほかに。どうぞ。

岡崎委員 資料2の「港湾計画書(案)」の五ページ、下から四行目には、羽田地区国際空港の拡張区域を含め、空港機能ゾーンとすると明確に書かれてあるんですが、羽田空港の沖合移転をした跡地が五十三ヘクタールぐらいあるんじゃないかということが言われておりまして、資料一でいえばどの部分になるかというところ、十分ご存じの方も多いと思いますが、三十八ページの左の図でいうと緑の図の先っぽのほう、青

い図でいうと青い図の矢印の先っぽのほう
約五十三ヘクタールです。五十三ヘクタールと
いうとどのくらいの広さかというところ、別図の
「東京港港湾計画書（案）」の説明図集の十二
ページに、新しくできるであろう飛行場の交通
機能用地ということで百五十九・三ヘクタール、
赤く塗ってあるんですが、これが三分の一なん
です。

それらのすべての記述の中に、羽田空港の沖
合移転をした跡地の再開発が今話題になって
いるんですが、頭の中では皆さんの中で視野に
入っているんだろうと思うんですけども、言
葉として出てこない、あるいは図面の中に出て
こない。そういう意味においては、先ほどの資
料一の三十七ページの運河ルネッサンス、水上
レストランだとか、観光栈橋による運河クルー
ズだとか、そういうのができるかどうかはとも
かくとして、可能性としてあるわけでありませ
うから、この計画は計画として了といたしますけ
れども、そういうものも視野に入れていただい
て、今後はもう少し明確な記述というか、触れ
方をしていただきたいということ要望させ
ていただきます。よろしく願います。
渡邊会長 それじゃ、今要望として受け取りま
すけれども、何かコメントございますか。よろ
しゅうございますか。

滝野計画調整担当部長 計画図は最初ちらっと開いていただいたんですけども、非常に見ずるうございますので説明にはあまり使わなかったんですが、実は、今ご指摘の羽田空港の跡地につきましては、従来からの土地であるということ、港湾のエリアから若干離れた場所になつてございますので、今回の港湾計画の対象のエリアからは外れたということで、特にコメントはしてございませんけれども、当然交通の物流、人流等々、東京港とも非常に密接な関係がございますので、東京港の運営、あるいは整備に当たりますでは、羽田空港の再拡張であるとか整備も当然視野に入れて私ども取り組んでいきたいとは思っております。

渡邊会長 それでは、どうもありがとうございます。ました。

ほかの方ございましたら。

(「なし」の声あり)

渡邊会長 それでは、ほかにご意見がございませんでしたら、今説明されました計画についてお諮りしたいと存じます。

「東京港から発信する日本のみなと改革」につきましては了解とし、これをもととした諮問事項であります。「東京都港湾計画 改訂

(案)」につきましては原案を適当と認めることといたしたいと存じますが、ご異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

渡邊会長 ありがとうございます。

諮問事項

東京港港湾隣接地域の指定

及び解除（案）

渡邊会長 それでは、次に、「東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）」につきまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

新田港湾経営部長 港湾経営部長の新田でございます。私のほうから、「港湾隣接地域の指定及び解除（案）」につきまして、資料3に沿ってご説明申し上げたいと思います。失礼しまして、座ってご説明申し上げます。

資料3の表紙をおめくりいただきますと、一ページになりますが、ごらんいただきたいと存じたいと思います。

本件は、江東区有明北埋立地と大田区平和島運河埋立地につきまして、港湾隣接地域を新たに指定いたしますとともに、既定の指定地域の一部を解除するものでございます。

なお、港湾隣接地域について若干ご説明申し上げますと、港湾区域または港湾区域に隣接する地域の保全を目的といたしまして、港湾区域の直背後地に港湾管理者が指定いたします地域でございます。百メートルを限度として必要な範囲を指定することとなっております。この地域内におきましては護岸や堤防、岸壁等の施設を保護するために構造物の重量制限など、一定の規制を行っております。

次に、内容に入らせていただきたいと存じますが、資料3の三ページ目、一番最後になります。図のほぼ中央上方が有明北埋立地、左下が平和島運河埋立地でございます。それぞれ矢印で拡大図をお示ししてございます。有明北埋立地は住宅商業用地、公園緑地用地等として、東京都が埋め立てたものでございます。一方、平和島埋立地でございますが、ここにつきましては多目的広場、人工海浜などを配した公園緑地用地等の目的で大田区が埋立てを行ったものでございます。

拡大図の赤で表示した部分が、埋立ての竣工等によりまして新たに港湾区域に接することになった箇所でございます。今回新たに港湾隣接地域として指定する部分でございます。また、青で表示いたしました箇所、ここが埋め立

てにより港湾区域に接しなくなりましたため、この度港湾隣接地域の指定を解除する部分でございませう。

説明は以上でございませう。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

渡邊会長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等伺いしたいと思ひませう。いかがでございませうか。どうぞ。

小竹委員 意見だけ付しておきたいと思ひませう。今回対象地域になつてゐる特に有明北の埋立地についてですけれども、十六万坪であつて、ハゼが生息する貴重な浅場の海域だつたわけですが、破綻した臨海開発の一環として、都民の反対を押し切つて都が埋め立ててしまつたところだと思ひませう。こつち埋め立てによる開発は、東京湾の貴重な浅場が失われるということであり、やはりこの埋め立て事業については間違えていたということを指摘しておきたいと思ひませう。

また、埋め立て開発をするということは、地球の温暖化やヒートアイランド現象などが今重大な問題になつてゐるときに、地球環境を守るといふ点から見ると、貴重な東京湾の海域を保全するよう強く求めて、意見とさせていただけます。

渡邊会長 はい、わかりませう。それじゃ、た

だいまの意見は承ったということにさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊会長 それでは、ご発言がないようでございますので、お諮りいたします。

東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)つきましては、原案を適当と認めることといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊会長 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局で答申書の準備をお願いいたします。

答 申

渡邊会長 これから副知事にお渡ししたいと思えますけれども、その前に会長の私から一言だけコメントと御礼を申し上げたいと思います。

非常に多くの時間をこの今回の答申に対しましてご協力いただきました、ありがとうございます。この会議におきましても忌憚のないご意見をちょうだいしておりますので、こういうものを生かしながら、よりよき東京港にしていきたいということを都側にもお願いしたいと

思います。

それでは、答申書を副知事にお渡し申し上げたいと思います。

(渡邊会長より横山副知事へ答申(案)手交)

東京都副知事挨拶

渡邊会長 それでは、ここで副知事からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

横山副知事 改めまして、副知事の横山でございます。一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま渡邊会長から東京港港湾計画改訂版と東京港港湾隣接地域の指定及び解除につきまして、ご答申をちょうだいいたしました。

この東京港港湾計画改訂版は、平成十六年二月の当港湾審議会におきまして答申いただきました基本方針に基づき、これまで検討を進めてきたものでございます。本年九月には中間のまとめとして報告させていただきまして、その後パブリックコメントとして広く都民の方々や関係機関から意見を伺いまして、計画書として取りまとめたものでございます。

今後おおむね十年間、東京港のあるべき姿を定めたものでございまして、首都圏四千万人の

生活と産業の拠点として、物流・交流・環境・安全といった四つの機能をこれまで以上に発揮する港となっていくことを考えております。物流に関しましては、外貿コンテナふ頭の機能の拡充・強化、羽田空港再拡張への対応、交流の面では水辺の賑わい・魅力づくりとしての運河ルネッサンスの展開、また環境面では新たな取り組みとして良好な港景観の形成、さらに安全面では大規模地震対策施設の拡充や保安対策の強化に取り組んでまいります。

ご出席の委員の皆様方には、今後とも東京港の進行・発展のためにいろいろとお世話になりますが、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

渡邊会長 どうもありがとうございました。

長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございます。本日はこれもちまして閉会といたします。

それじゃ、事務局から。

浜企画課長 どうもありがとうございました。

お手元の資料ですが、大変ぶ厚くなっておりますので、お席に置いたままお帰りいただけます。後ほど事務局のほうから郵送いたしますので、きょうお荷物になりますのでお持ち帰りで、

ただかなくても結構でございます。

また、冊子につきましては事前にご説明に伺った際にお渡ししておるものと同じでございますので、もし何部にもなってお邪魔になるようでしたら、「不要」というメモを添えていただければ、きょう新しくお配りしたもののだけを後ほどお送りさせていただきます。

それから、本日は、この後引き続きまして別室で港湾環境整備負担金部会を開催いたしますので、部会委員の皆様におかれましてはお疲れのところ恐縮でございますが、隣の会議室、二十六会議室にお集まり願いたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

閉 会 （午後四時三十分）

了